

# 職長・安全衛生責任者教育 ご 案 内

労働安全衛生法第60条では、「事業者は、その職場の職長等の第一線監督者に新たに就任する者に対して、安全衛生業務を遂行するために必要な教育を行わなければならない。」と定めています。

製造業をはじめとする多くの事業場では、**職長**は仕事を能率的に進めることに加えて、部下の健康と安全を確保する上で重要な立場にあります。

一方、建設業においては、請負契約関係にある事業者が同一の場所において混在作業を行うことによって生じる労働災害を防止するために、その現場全体を統括管理する安全衛生管理体制を必要とします。

そして、選任された**安全衛生責任者**は、現場の第一線監督者として元方事業者との連絡調整の他、職長としての職務だけでなく、安全衛生責任者としての職務を的確に果たすことが求められています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省より『**職長・安全衛生責任者教育**』が示されており、この教育を修了した者は、労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」に加え、「安全衛生責任者教育」を修了した者とする事が認められています。

## 1 受講対象

### (1) 対象職種(安衛法第60条、安衛法施行令第19条)

建設業、製造業(ただし、たばこ製造業等の一部の業種を除く)

電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業

※労働省は、法定以外の業種についても職長教育に準じた教育を勧奨しています。

### (2) 対象者(安衛法第60条)

新たに職長の職務に就く人、作業中の労働者を一人でも直接監督する人  
(作業主任者として任命されたものを除く)

## 2 開催日時及び場所

### (1) 令和5年5月30日(火)～31日(水)

9時00分～17時15分

※講習初日は8時50分までにお越しください。

### (2) スキルアップセンターとまこまい

(苫小牧市新開町4-6-12 TEL 0144-55-6622)

## 3 受講料及びテキスト代

20,680円(受講料19,800円 テキスト代880円)

※募集締切日以降は、受講料の払い戻しはできませんので、申込者が出席出来なくなった場合は、代わりの方の参加をお願いします。

## 4 定員

30名（定員になり次第締め切らせていただきます）

受講申込みが5名未満の場合は中止となります。ご了承下さい。

## 5 受講申し込み

- (1) 受講申込書に必要事項を記入し、写真1枚(3.0cm×2.5cm)と受講料を添えてスキルアップセンターとまこまいへお申し込み下さい。

※写真は、無帽・上半身正面・背景なしで撮影した鮮明なもの。

ポラロイド写真、昇華型のプリンターで印刷した写真は不可。

- (2) 申込期間は、令和5年2月20日（月）～令和5年5月19日（金）まで。

## 6 講習内容

労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生規則第40条及び厚生労働省通達で定められたカリキュラムです。

| 科 目 名                               | 時 間 数  |
|-------------------------------------|--------|
| ・ 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること             | 2 時間   |
| ・ 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること            | 2.5 時間 |
| ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること | 4 時間   |
| ・ 異常時等における措置に関すること                  | 1.5 時間 |
| ・ その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること     | 2 時間   |
| ・ 安全衛生責任者の職務など                      | 1 時間   |
| ・ 統括安全衛生管理の進め方                      | 1 時間   |

## 7 その他

### ・修了証

この教育を修了した者は、労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」と、「安全衛生責任者教育」の修了証を交付します。

北海道労働局長登録教習機関

一般社団法人 苫小牧地域職業訓練センター運営協会

苫小牧市新開町4丁目6番12号      Tel : 0144(55)6622